

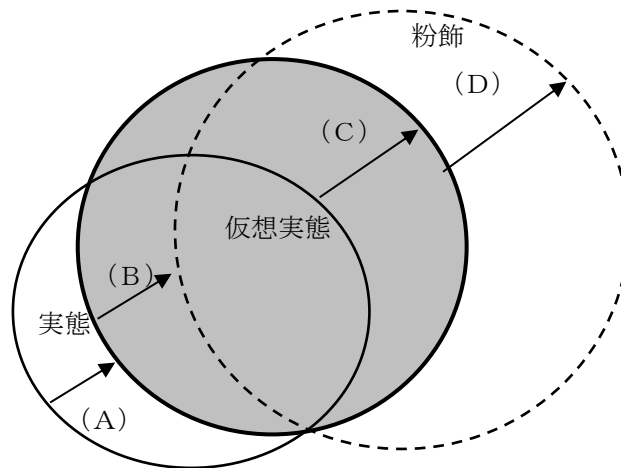
## 実態と会計処理と粉飾決算の関係

実態を偽ることが粉飾である。決算書の作成には商法・金融商品取引法・税法に基づいた会計・決算処理の規則があり、その規則によって実態を修正処理するため、決算書は「会計処理による粉飾」と言える。しかし、この「会計処理による粉飾」は「仮想実態」として対外的に公表され、実態以上の存在になる。

会計規則の改正や追加を反映しない、または規則の解釈によって違った処理をした場合、粉飾決算とされペナルティーを受けることがある。昨今の煩雑かつ複雑な規則改正が粉飾を生み出しているとも言え、果たして誰のための、何のための規則なのか、疑問を覚えざるを得ない。

「仮想実態」をさらに自社の都合によって変更したのが「粉飾決算」である。

経営内容等の粉飾は実態と粉飾の関係でしかなかったが、粉飾決算には「会計処理による仮想実態」が実態と粉飾の間に入る点が特異である。



出所：高市作成

上図は実態が会計処理によって仮想実態に代わり、更に粉飾によって変化したことを表す。(A)は「実態から仮想実態を除いた部分」で、会計処理によって「なくなった実態」を意味する。これは粉飾とはいわず決算による調整または修正といえる。(C)は「仮想実態から実態を除いた部分」、すなわち経理処理によって新たに作られた部分である。実態に取って代わる仮想の実態となる。むしろ粉飾ではない。(B)は「仮想実態から粉飾を除いた部分」で、粉飾によってなくなった仮想実態を表す。これは処理すべき会計処理をしないなどの消極的粉飾に該当する。(D)は「粉飾から仮想実態を除いた部分」、つまり、粉飾によって作られた新しい部分、積極的粉飾を表す。

2018/3/25 高市幸男